

	会社名	1		2(1):賠償義務者への訴訟が先行した場合		2(2):人身傷害保険の支払が先行した場合	
		商品名	改訂時期	回答	補足説明	回答	補足説明
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	タフ・クルマの保険(個人総合自動車保険)	H22.10.1	訴訟基準 (人身傷害条項第5条(5))		訴訟基準 (人身傷害条項第10条(4))	
2	アクサ損害保険株式会社	アクサダイレクト総合自動車保険	H22.4.1	人傷基準 (人身傷害補償特約第9条第11条)	次回商品改定時から、訴訟基準差額説を採用する予定(現在、改定準備中) (計算の補足) 本ケースにおいては、 7,000万円(損害額)×40%(自己過失分)=2,800万円として、 「2,800万円」を支払います。 ※「6,000万円+2,800万円=8,800万円」となるが、裁判所認定損害額(1億円)以内であるため。 (改訂時期について) 現状では、改訂時期は未定です。	訴訟基準 (人身傷害補償特約第20条、基本条項第34条)	基本条項第34条(1)②の「損害の額」を被保険者有利に「訴訟基準による損害」として運用している。
3	朝日火災海上保険株式会社	ASAP(個人用自動車保険)	H23.4.1	訴訟基準 (人身傷害条項第9条及び第7条(2))		訴訟基準 (人身傷害条項第13条及び第29条)	
4	イーデザイン損害保険株式会社	自動車保険	H23.4.1	その他	以下の①②の額を比較し、より高い額を支払います。 ①人傷基準で計算した算定額から算定額に賠償義務者の過失割合を乗じた額を引いた額 ②人傷基準差額説による額 具体的な算定方法 ①7,000万円-7,000万円×(100%-40%)=2,800万円 ②7,000万円-6,000万円=1,000万円 2,800万円>1,000万円であるため、2,800万円を保険金として支払います。 約款の該当条項 人身傷害補償条項第5条(1)(2)第6条(1)(4)	訴訟基準 (基本条項第23条(1))	
5	共栄火災海上保険株式会社	KAPくるまる(総合自動車保険)	H23.4.1	その他	人身傷害保険金の支払額: 7,000万円×40%=2,800万円(<5,000万円) 被害者Xの受領額: 6,000万円+2,800万円=8,800万円 【約款の該当条項】第2章人身傷害条項第9条(支払保険金の計算)(2)	その他	代位求償権取得額: 5,000万円-7,000万円×40%=2,200万円 被害者Xの受領額: 5,000万円+6,000万円-2,200万円=8,800万円 ※保険会社の支払保険金のうち、被害者の損害(人傷基準の被害者の過失分)を優先し、それを超えた部分に対してのみ求償するという考え方です。 【約款の該当条項】第2章人身傷害条項第13条(代位)
6	セコム損害保険株式会社	個人用総合自動車保険	H23.4.1	訴訟基準 (人身傷害条項第9条(4))	2010年4月の保険法施行に合わせ訴訟基準差額説を採用したため、それ以前は人傷基準差額説となります。	訴訟基準 (基本条項第28条(2))	前記(1)の補足説明と同じ
7	セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン自動車保険(おとなの自動車保険)	H23.3.1	訴訟基準 (普通保険約款人身傷害補償条項第8条(3))		訴訟基準 (普通保険約款基本条項第28条(1)②および同条(2))	

※ 本表の内容は、各保険会社の回答を、そのまま記載しております。
 ※ 赤字部分は、他の保険会社の保険商品と比較して、不利になる面がある部分です。

	会社名	1		2(1):賠償義務者への訴訟が先行した場合		2(2):人身傷害保険の支払が先行した場合	
		商品名	改訂時期	回答	補足説明	回答	補足説明
8	全労済	マイカー共済	H22.4.1	その他	<p>人傷の支払い額 $70,000,000円 \times 0.4 = 28,000,000円$ (<限度額50,000,000円) Xの受領額 $60,000,000円 + 28,000,000円 = 88,000,000円$</p>	その他	<p>人傷の求償額 $50,000,000円 - (70,000,000円 \times 0.4) = 22,000,000円$ Xの受領額 $50,000,000円$ (人傷先行支払い額) + $(60,000,000円 - 22,000,000円) = 88,000,000円$</p>
9	ソニー損害保険株式会社	総合自動車保険 Type S	H23.2.1	訴訟基準 (普通保険約款 人身傷害条項第10条2項)	平成23年1月までの始期契約に適用の約款では、人傷基準差額説を採用していました。(人身傷害条項第10条2項)	訴訟基準 (普通保険約款 基本条項第29条2項)	
10	株式会社損害保険ジャパン	個人用自動車総合保険 (ONE-Step)	H23.4.1	訴訟基準 (普通保険約款 人身傷害補償条項第8条(3))		訴訟基準 (普通保険約款 基本条項第28条(1)②および同条(2))	<p>平成22年1月以降(平成22年4月)に上記の代位規定を改定しておりますので、改定前の規定について、以下に掲載させていただきます。</p> <p>普通保険約款一般条項第23条(代位) (1)被保険者または保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、被保険者または保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、被保険者または保険金請求権者がその者に対して有する権利を取得します。 (平成21年10月版約款より)</p>
11	そんぽ24損害保険株式会社	通信販売用総合自動車保険	H23.6.1	訴訟基準 (人身傷害補償特約第9条第5項)	<p>人身傷害補償特約の第9条(損害額の決定)(5)(添付のご契約のしおりの30ページ)において、判決または裁判上の和解により特約に定める損害額算定基準により算出した損害額を超える損害額が認められた場合は、その認められた損害額をこの特約における損害額とみなす規定を定めています。 なお、保険法改正対応(平成22年4月改定)以降の変更はありません。</p>	訴訟基準 (人身傷害補償特約第18条第1項および注28)	<p>人身傷害補償特約第18条(代位)(1)(添付のご契約のしおりの31ページ)において、代位により移転するのは、保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額(注28)を差し引いた額を限度とする規定を定めており、(注28)では、ここで言う損害の額は、第9条(損害額の決定)の規定により決定される損害額を指すことを明確にしています。 質問書の例では、代位により移転するのは、保険金請求権者が取得した債権の額の60,000,000円から、保険金が支払われていない損害の額(100,000,000円-50,000,000円)を差し引いた額である10,000,000円となります。 なお、保険法改正対応(平成22年4月改定)以降の変更はありません。</p>

※ 本表の内容は、各保険会社の回答を、そのまま記載しております。
※ 赤字部分は、他の保険会社の保険商品と比較して、不利になる面がある部分です。

	会社名	1		2(1):賠償義務者への訴訟が先行した場合		2(2):人身傷害保険の支払が先行した場合	
		商品名	改訂時期	回答	補足説明	回答	補足説明
12	東京海上日動火災保険株式会社	トータルアシスト(総合自動車保険)	H22.7.1	その他	<p>人傷基準で計算した総損害額における被保険者の自己過失分の額と人傷基準差額説による額を比較し、より高い額となる方を支払います。</p> <p>【約款の該当条項】人身傷害条項第4条(1)および同条項第5条(1)(2)</p> <p>【設例に関する具体的な算定方法】 a.自己過失分の額:7,000万円×40%=2,800万円 b.人傷基準差額説による額:7,000万円-6,000万円=1,000万円 上記a.とb.を比較し、a.>b.であるため、2,800万円を保険金として支払います。 よって、被保険者は合計8,800万円を受領できることとなります。</p>	訴訟基準	<p>【約款の該当条項】基本条項第7節第2条(1) 質問書第2の2(5)に例示されているとおり、当社の現在の約款(平成22年7月1日改定)では「損害の額」の定義がありません。 この点について、当社も明確化が必要と認識しており、平成24年1月より「損害の額」に注書きを加え、以下のとおり明確化を行います。(当社の自動車保険は本年7月に商品の改定を予定していましたが、東日本大震災の影響により改定の実施時期が平成24年1月に延期することとなりました。これに伴い、当該部分の明確化の実施時期も平成24年1月となりましたが、早期の明確化対応が必要との認識のもと、準備を行っていたものです。)</p> <p>第2条(代位) (1)損害が生じたことにより被保険者または保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(※1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金(※2)を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。</p> <p>①:当会社が損害の額(※3)の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の全額 ②:①以外の場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額(※3)を差し引いた額</p> <p>(中略) (※3)人身傷害条項においては、賠償義務者(※5)があり、かつ、判決または裁判上の和解(※6)において、賠償義務者(※5)が負担すべき損害賠償額が算出された場合であって、その算出された額(※7)が社会通念上妥当であると認められるときは、その算出された額(※7)を損害の額とみなします。 (中略) (※5)自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(※8)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 (※6)民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。 (※7)訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用および遅延損害金は含みません。 (※8)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含みます。</p>
13	日新火災海上保険株式会社	新総合自動車保険ユーサイド	H23.4.1	訴訟基準 (普通保険約款第2章第9条第2項)	<p>上記は平成23年4月1日以降始期契約の「ユーサイド」について記載しています。 平成23年3月31日以前始期の契約につきましては同封いたしました、「VAP」のご契約のしおりをご確認下さい。 ※「VAP」は平成23年3月31日まで、主力商品となっていました。</p>	訴訟基準 (普通保険約款第5章第29条第1項第2号)	<p>上記は平成23年4月1日以降始期契約の「ユーサイド」について記載をしています。 平成23年3月31日以前始期の契約につきましては、同封いたしました、「VAP」のご契約のしおりをご確認下さい。</p>
14	日本興亜損害保険株式会社	くるまの総合保険(愛称:カーBOX)	H22.12.1	訴訟基準 (普通保険約款第2章人身傷害条項第6条(5))		訴訟基準 (普通保険約款第5章基本条項第25条(3)②)	
15	富士火災海上保険株式会社	家庭用総合自動車保険(FAPneo)	H23.4.1	訴訟基準 (人身傷害条項第7条(8))	平成23年3月以前保険始期の契約では「人傷基準差額説」を採用	訴訟基準 (人身傷害条項第12条(4))	

※ 本表の内容は、各保険会社の回答を、そのまま記載しております。
※ 赤字部分は、他の保険会社の保険商品と比較して、不利になる面がある部分です。

	会社名	1		2(1):賠償義務者への訴訟が先行した場合		2(2):人身傷害保険の支払が先行した場合	
		商品名	改訂時期	回答	補足説明	回答	補足説明
16	三井住友海上火災保険株式会社	GKクルマの保険・家庭用	H22.10.1	訴訟基準 (人身傷害条項第4条第2項)		訴訟基準 (人身傷害条項第4条第2項・基本条項第26条第1項)	
17	三井ダイレクト損害保険株式会社	総合自動車保険	H23.7.1	訴訟基準 (人身傷害条項第9条第2項)		訴訟基準 (人身傷害条項第9条第2項・基本条項第32条第1項)	
18	AIU保険会社	家族総合自動車保険、総合自動車保険	H22.10月	訴訟基準	約款の該当条項は下記の通り 人身傷害条項第5条(支払保険金の計算)①オ、同条項第6条(損害額の決定)(1)②イ、算式(ウ) 2009年3月以降保険始期の契約では、「訴訟基準差額説」を採用しています。	訴訟基準	約款の該当条項は下記の通り 人身傷害条項第5条(支払保険金の計算)①イ、オ、同条項第6条(損害額の決定)(1)②イ、算式(ウ)、同条(2) 当社が人身傷害保険金を先に支払った後に、判決または裁判上の和解において被保険者の損害額が確定した場合は、確定した損害額に基づき、支払保険金を計算の上、既払の保険金との差額を支払う事としている。なお、判決または裁判上の和解において被保険者の損害額が確定した場合は、賠償義務者が支払うべき賠償額を差し引いた残額を支払う事となることから、当社は代理権は行使しないこととなります。
19	JA共済連	家庭用自動車共済	H23.4.1	その他	I)賠償義務者から被共済者に、 <u>6,000万円(1億円×60%)</u> (i)が支払われる。 II)人傷条項第6条(2)より、人傷基準損害額から差し引く額を判断する。 賠償義務者から被共済者に支払われる額6,000万円(1億円×60%)のうち、「裁判所が認定した総損害額(1億円)－人傷基準で計算した総損害額(7,000万円)=3,000万円」を被共済者に優先充当し、残額の3,000万円を差し引く額とする。 人傷共済金=7,000万円-3,000万円= <u>4,000万円(ii)</u> 被共済者の総受領額= <u>6,000万円(i)+4,000万円(ii)=1億円</u>	その他	I)人傷条項第6条に基づき、組合(JA共済)から <u>5,000万円(i)</u> を支払う。 II)基本条項第29条(1)より、「組合が損害の額(=裁判所が認定した総損害額1億円)の全額を共済金として支払った場合」には該当しないことから、組合が被共済者から代位する債権の額は、「『被共済者が取得した債権の額(=賠償義務者が損害賠償責任を負う額:6,000万円(1億円×60%))』から、『共済金が支払われていない損害の額(1億円-5,000万円=5,000万円)』を差し引いた額(6,000万円-5,000万円=1,000万円)」となる。賠償義務者からは「1億円×60%=6,000万円」が支払われるが、そのうち、1,000万円を組合が回収し、残額の <u>5,000万円(ii)</u> が被共済者に支払われる。 被共済者の総受領額= <u>5,000万円(i)+5,000万円(ii)=1億円</u> (参考)最終的な人傷共済金=当初支払額5,000万円-回収金1,000万円=4,000万円
20	SBI損害保険株式会社	SBI損保の自動車保険(個人総合自動車保険)	H23.4.1	訴訟基準 (第2章人身傷害補償条項第9条(損害額の決定-その2)(4))	平成22年4月1日版約款以前では同条項は存在せず、「人傷積算額-対人賠償額(過失相殺後)」または「人傷積算額×被保険者過失」のいずれか大きい額にて保険金の計算をおこなう内容となっていたが、改定時点までに該当ケースが存在しないことを確認のうえ改定日以降の協定にあたっては訴訟基準差額説を採用している。	訴訟基準 (第2章人身傷害補償条項第8条(損害額の決定-その1)(5)・第7章基本条項第31条(第三者への損害賠償請求権についての当会社の権利)(1)②及び(2))	平成22年4月1日版約款より上記内容となっており、平成22年4月1日以降は全事案において訴訟基準差額説を採用している。 平成22年3月以前は、第2章人身傷害補償条項第14条(代位)にて「保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができるときは、当会社は、その損害に対して支払った保険金額の限度内で、かつ、保険金請求権者の権利を害さない範囲で、保険金請求権者がその者に対して有する権利を取得します」との条項に従い以下の内容にて求償実務をおこなっていた。 【人傷積算額≥賠償積算額】の場合 求償額=賠償積算額×加害者過失割合-自賠償額 【人傷積算額<賠償積算額】の場合 求償額=人傷積算額×加害者過失割合-自賠償額

※ 本表の内容は、各保険会社の回答を、そのまま記載しております。
※ 赤字部分は、他の保険会社の保険商品と比較して、不利になる面がある部分です。

	会社名	1		3: 重度後遺症の倍額条項について		4: 歩行中等の事故に対する補償		
		商品名	改訂時期	倍額条項の有無	補足説明	(1)	(2)	補足説明
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	タフ・クルマの保険(個人総合自動車保険)	H22.10.1	標準		支払う	支払う	
2	アクサ損害保険株式会社	アクサダイレクト総合自動車保険	H22.4.1	なし		支払う	支払う	
3	朝日火災海上保険株式会社	ASAP(個人用自動車保険)	H23.4.1	標準		特約を付けていれば支払う	特約を付けていれば支払う	
4	イーデザイン損害保険株式会社	自動車保険	H23.4.1	標準		支払う	支払う	
5	共栄火災海上保険株式会社	KAPくるまる(総合自動車保険)	H23.4.1	標準		支払う	支払う	
6	セコム損害保険株式会社	個人用総合自動車保険	H23.4.1	なし		特約を付けていれば支払う	特約を付けていれば支払う	
7	セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン自動車保険(おとなの自動車保険)	H23.3.1	標準		特約を付けていれば支払う	特約を付けていれば支払う	1家族で複数台の自動車を所有している場合、重複してご加入するのを防止するため、上記(1)(2)の補償を別特約としている。

※ 本表の内容は、各保険会社の回答を、そのまま記載しております。
 ※ 赤字部分は、他の保険会社の保険商品と比較して、不利になる面がある部分です。

	会社名	1		3: 重度後遺症の倍額条項について		4: 歩行中等の事故に対する補償		
		商品名	改訂時期	倍額条項の有無	補足説明	(1)	(2)	補足説明
8	全労済	マイカー共済	H22.4.1	標準		支払う	支払う	
9	ソニー損害保険株式会社	総合自動車保険 Type S	H23.2.1	標準		支払う	支払う	
10	株式会社損害保険ジャパン	個人用自動車総合保険 (ONE-Step)	H23.4.1	標準		支払う	支払う	
11	そんぽ24損害保険株式会社	通信販売用総合自動車保険	H23.6.1	標準	人身傷害補償特約第11条(支払保険金の計算)(1)において、重度後遺障害の場合は、保険金額の2倍の金額を限度とする規定を定めています。 なお、保険法改正対応(平成22年4月改定)時には、重度後遺障害の場合は、保険金額の2倍の金額または2億円のうちいずれか少ない金額を限度としていましたが、平成23年6月改定で前記の内容に見直しを行っています。	支払う	支払う	

※ 本表の内容は、各保険会社の回答を、そのまま記載しております。
 ※ 赤字部分は、他の保険会社の保険商品と比較して、不利になる面がある部分です。

	会社名	1		3: 重度後遺症の倍額条項について		4: 歩行中等の事故に対する補償		
		商品名	改訂時期	倍額条項の有無	補足説明	(1)	(2)	補足説明
12	東京海上日動火災保険株式会社	トータルアシスト(総合自動車保険)	H22.7.1	標準	【約款の該当条項】人身傷害条項第6条(3)	支払う	支払う	【約款の該当条項】人身傷害条項第1条(2)①
13	日新火災海上保険株式会社	新総合自動車保険ユーザイド	H23.4.1	標準	普通保険約款第2章第9条第3項に記載	特約を付けていれば支払う	特約を付けていれば支払う	平成23年3月31日以前始期契約については被保険車の車内および車外(歩行中や自転車搭乗中のとき)双方を補償することとしていたが、平成23年4月に基本補償を車内の補償のみとし、車外にいる場合の事故については特約で補償する改定を行った。
14	日本興亜損害保険株式会社	くるまの総合保険(愛称:カーBOX)	H22.12.1	標準		特約を付けていれば支払う	特約を付けていれば支払う	弊社が上記補償を特約としている理由は、次の2点です。 ①お客様のご意向に反して上記補償にご加入いただくことを防止するため。特に、1家族で複数台の自動車を有している場合に、お客様のご意向に反して上記補償に複数ご加入いただくことを防止するため。 ②上記補償にオプションでご加入いただいていることを「見える化」し、お客様が保険金のご請求を失念することを防止するため。
15	富士火災海上保険株式会社	家庭用総合自動車保険(FAPneo)	H23.4.1	標準		支払う	支払う	

※ 本表の内容は、各保険会社の回答を、そのまま記載しております。
※ 赤字部分は、他の保険会社の保険商品と比較して、不利になる面がある部分です。

	会社名	1		3: 重度後遺症の倍額条項について		4: 歩行中等の事故に対する補償		
		商品名	改訂時期	倍額条項の有無	補足説明	(1)	(2)	補足説明
16	三井住友海上火災保険株式会社	GKクルマの保険・家庭用	H22.10.1	標準的にはついていないが特約で付けることが可能。		特約を付けていれば支払う	特約を付けていれば支払う	
17	三井ダイレクト損害保険株式会社	総合自動車保険	H23.7.1	なし		支払う	支払う	
18	AIU保険会社	家族総合自動車保険、総合自動車保険	H22.10月	なし		支払う	支払う	
19	JA共済連	家庭用自動車共済	H23.4.1	標準		支払う	支払う	
20	SBI損害保険株式会社	SBI損保の自動車保険(個人総合自動車保険)	H23.4.1	標準	平成23年3月以前の約款も同じ	支払う	支払う	平成23年3月以前の約款も同じ

※ 本表の内容は、各保険会社の回答を、そのまま記載しております。
 ※ 赤字部分は、他の保険会社の保険商品と比較して、不利になる面がある部分です。